

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会
(児童虐待防止に関する条例検討部会)

議事録

- 1 日時 平成30年9月12日(水) 18時30分～20時07分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 16階南側 特別会議室S6
- 3 次第

(開会)

1 議 事

児童虐待防止等に関する条例骨子案の検討

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

磯谷部会長、大竹副部会長、秋山委員、藤岡委員、山下委員、松原委員

5 配布資料

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿 |
| 資料2 | 第1回専門部会における委員意見 |
| 資料3 | 子供への虐待防止等に関する条例案(仮称)の項目検討(概要) |
| 資料4 | 子供への虐待防止等に関する条例案(仮称)の項目検討 |
- 参考資料集

開 会

午後6時30分開会

○園尾子供・子育て計画担当課長 大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまより、児童虐待防止等に関する条例案検討の第2回専門部会を始めさせていただきます。

初めに、本日の出席状況ですが、委員全員の皆様に御出席をいただいております。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございますので御確認をお願いいたします。

資料1、「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2、「第1回専門部会における委員意見」。

資料3、「子供への虐待防止等に関する条例案(仮称)の項目検討(概要)」。

資料4、「子供への虐待防止等に関する条例案(仮称)の項目検討」。

そして、参考資料となります。

また、資料とは別に、お手元に関係法令集を置かせていただいております。法令集につきましては、毎回事務局で机の上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

申し訳ございません。ここから審議に入りますので、カメラの撮影につきましてはここで御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○園尾子供・子育て計画担当課長 それでは、この後の進行は磯谷部会長にお願いしたいと思っております。

○磯谷部会長 それでは、早速、審議に入りたいと思っております。

本日の議題は、「児童虐待防止等に関する条例骨子案の検討」でございます。事務局のほうで第1回部会での議論を反映して資料を整理いただいておりますが、本日は項目ごとにさらに踏み込んだ形で審議を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 それでは、まず初めに資料2をご覧ください。

8月9日の第1回部会の際に、委員の皆様からいただいた御意見をまとめた資料でございます。

本日お示しします資料は、こちらの御意見を踏まえて加筆修正しておりますので、改めて御紹介をさせていただきます。

まず、「子供家庭支援センターとの連携」につきまして、児童相談所と車の両輪として連携してきた機関であり、条例の中に明確に位置づけることは都民にとってもわかりやすい。

また、児童相談所と子供家庭支援センターが円滑に協働・連携していけるような根幹的な規定ができるとよい。

児童相談所は専門機関として、子供家庭支援センターを支援する視点も必要との御意見をいただきました。

次に、「体罰禁止」につきましては、保護者が虐待行為となる体罰としつけを混同しないよう、体罰禁止の明確化が必要。

その一方で、子育てに対する認識が混乱しないよう、規定の仕方は慎重に検討をすることや、子育てについての明確な方法や、支援を受けられることを明示していくことが必要といった御意見をいただきました。

「乳幼児健康診査の受診」につきましては、健診の未受診者は数%であり、その数%にアプローチできないところで現場は困っており、対応策の一つとして受診すべきことの根拠を保護者に明示できるとよいといった御意見をいただきました。

「子どもの福祉に関する団体以外の民間団体の情報提供」については、民間団体が情報提供を躊躇する理由の一つとして、個人情報保護の責任に問われるおそれがあり、応諾義務まで規定しなくても条例に基づいて依頼に応じるという枠組みを明らかにすることで提供しやすくなるのがよいという御意見をいただきました。

また、「子供への支援」につきましては、虐待を受けている子供はSOSを発した場合に、自分がその後どうなるかわからない。成長・発達に応じた情報提供と意見表明などが重要であり、その視点からも子供への支援や普及啓発等について具体的規定が必要といった御意見をいただきました。

また、「支援者に対する支援」につきましては、児童虐待防止等のための活動を行っている民間団体や施設、里親等との連携や支援者に対する支援の視点が必要との御意見をい

いただきました。

最後に「その他」のところでは、子供の自殺の背景に家庭での叱責等が原因となっているものもあり、未然防止のための検証が必要。

その一方で、悲しみなどの遺族の心情を踏まえ、検証対象とすることの困難性もあるとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、資料3をご覧ください。こちらは前回もお示しした資料でございます。6つの項目の中でそれぞれ条例に盛り込む内容の概要を記載し、条例案の全体をお示しする内容となっております。

前回からの変更箇所としまして、まず資料タイトル部分の条例の名称ですが、これまで「児童虐待防止」としておりましたが、都民の方になじみやすいよう、仮称ですが、「子供への虐待」と変更しております。

前回、子供の「供」の字は平仮名で表記すべきではないかといった御意見をいただきましたが、東京都は常用漢字である「供」での表記を使用しているところでございます。

2点目の変更点は、前回の部会での御意見を踏まえ、左下、「早期発見・早期対応」の中の下段、「連携・情報共有」の箇所に、「児童相談所と子供家庭支援センターの連携」を新たに加えております。

おめくりいただきまして、資料4も前回お示しした資料の体裁となっております。資料左側に考え方や方向性を記載し、右側に項目の例を記載しております。皆様の御意見を踏まえ、変更した箇所に下線を付しておりますので、変更箇所について御説明をさせていただきます。

まず、「総則」の中の【定義】の中で、平成7年度に都が独自に事業開始した子供家庭支援センターを記載することとしておりますが、定義だけでなく、これまで連携・協働してきた実績を今後より一層進め、また都民の理解を深めるため、【連携・情報共有】の項の中にも記載したいと思っております。

資料をおめくりいただきまして【責務】の中の「保護者の責務」に「しつけに際して、子供の健やかな成長を阻害する身体的又は精神的苦痛を与えることの禁止」と記載しております。体罰の禁止について規定の仕方は慎重に検討することが必要という御意見をいただいております。本日、御審議いただきたいと思っております。

「未然防止」につきましては、前回からの変更はございません。

なお、お配りしました参考資料につきましては項目ごとに掲載しておりますので、必要

に応じて御参照いただきたいと思います。

それでは、まず「総則」と「未然防止」について御審議を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、項目ごとに審議ということでございますので、まずは今、御説明いただきました資料4でいきますと、1ページ目と2ページ目前半の「総則」と、2ページ目の後半の「未然防止」、ここまでをまず検討したいと思います。

どのように条例に盛り込むかということもさることながら、例えば、条例にはある程度抽象的な記載になったとしても、それを具体的に実現するというのも頭に想定したうえで、どういうことをやるのか、どのような目的でこういうことを規定したいのかということころを少し掘り下げた形で議論ができればと思っております。

さて、今の中では特に順不同でございます。委員の皆様から御意見をいただければと思います。

では、松原委員、どうぞ。

○松原委員 資料2の前の委員意見のなかで、啓発が必要だという御意見が出ていたと思います。それで、今日は未然防止の中で普及啓発が項目として挙がっているのですけれども、学校教育だけに委ねていいかというところに疑問があって、もう少し広く全般に子供自身に、自分自身が虐待を受けないで、あるいは体罰を受けないで育つ人間であるということきちん認識してもらおうということがすごく大切だと思います。

それには、いろいろなやり方があるはずで、社会的な啓発もあるはずなので、「学校での啓発等」の「等」のところに入っているのかもしれないですが、少しそこをきちんと位置づけたほうがいいのではないかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。今、「未然防止」のところ御意見をいただきました。おっしゃるとおりだと思いますけれども、規定ぶりも今、申し上げたようはさることながら、普及啓発をどのような形で想定をしたらいいかというところはいかがでしょうか。

○柿澤計画課課長代理 1点、補足をよろしいですか。

普及啓発に関しましては2/5ページの「東京都の責務」に幾つか掲げてあるのですけれども、その中の一番下の「・」にも全体的な普及啓発について記載しておりますので補足させていただきます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。2ページの一番上に「東京都の責務」とありますが、そこの中の3つ目の「・」の最後に「広報、普及活動」というふうに書いてあります。

○松原委員 大切なことだと思いますが、この記載だと、一般都民に対する普及活動であるというように読めてしまうので、子供自身への普及啓発活動ということもきちんと明示しておいたほうが良いと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。子供自身への普及啓発活動ということになると、1つはやはり学校が鍵になることは間違いないと思います。まさに教育のほうとの連携で、例えば学校の授業であるとか、あるいは学校での掲示であるとか、いろいろな場面での子供に対する働きかけがぜひ必要だと思いますが、他に子供が学校以外でいろいろ接するところとありますと、どこでしょうか。

例えば塾とか、そういったものもありますでしょうか。あるいは、何か他の場所もありますか。

○松原委員 子供の居場所とかですね。虐待を受けている子供の中には、必ずしも学校に行っていない子供もいたりしますので。そんなに細かく書けないとしたら地域社会という規定ぶりでもいいのかもしれないですが、児童館とか、いろいろあると思うのです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。いずれにしても、そういったところで子供たちに直接虐待ということについて情報を提供することで子供自身が気づいていたり、やはり声を上げていいのだと思ったりするということがありますので、そこはぜひそのような形にしたいと思います。

今、「未然防止」のところが出ましたけれども、そこに限らず、何か他にいかがですか。

では、秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 「未然防止」の右側の「○」の4つ目、「各種健診等の活用」のところですが、ここにもう一つ、各種健診等を利用、活用して子供の健康と安全を確実に確認することというところで加えていただけないでしょうか。

○磯谷部会長 それは、要するに目的の一つとしてそういったことを明示するということでしょうか。健診等の機会を捉えて子供たちの健康、あるいは安全を確認するという趣旨を盛り込めないかという御意見だということですのでございます。他にはいかがでしょうか。

では、大竹委員どうぞ。

○大竹副部会長 先ほど松原委員のほうからもお話がありましたけれども、この責務というところで「都民の責務」の中に「都内の団体」というような書き方があって、他のページ

を見ると、例えば【児童相談所等の調査】というところで都内の団体について「集合住宅の管理会社やスーパー等の一般事業者を含む」という括弧書きがあるのですが、都内の団体というところでは先ほど出てきているように教育、福祉、保育等にかかわる団体ということなので、塾とか、スポーツクラブとか、先ほどのような児童館とか、そういうようなところについても、「都内の団体」という括弧の中に入れておいたほうがいいのかないところと、民間団体の場合は、虐待防止に対する責務に対する意識をなかなか持てないというところでは、民間団体であろうが、子供を虐待から守らなければいけないし、体罰はしてはいけないというようなことを含めて、何か括弧書きで入れておいたほうがいいのかないと思いました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。規定ぶりとしてそこまで記載するか、あるいは条例をつくった後に公布をするという形になりますので、特に塾だとか、スポーツクラブだとか、そういったところがまさに「都内の団体」に当たるのだというような形でアピールするという方法も、多分あるかと思います。条例に文言として書き込むとすると、どこまで列挙するかとか、やや悩ましいところもあるかなと少し思いましたが、御趣旨としてはそういうところにも自覚を持っていただくという意味はそのとおりのかなと思います。他はいかがでしょうか。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 資料4の2枚目の「保護者の責務」のところで、「体罰や暴言等の禁止」という言葉を使わないで「身体的又は精神的苦痛を与えることの禁止」と、少し和らげた表現にしているというところなのですが、これについては意見が2つほどございます。

1つは、昨年の調査なのですけれども、体罰あるいはたたくということを養育に使うことを容認するという親がいまだに5割ぐらいに近いところでいらっしゃる一方で、けがをさせるほどたたくのは虐待だという認識は非常に強く皆さんお持ちであるということがあって、その辺りの違いの部分が身体的な苦痛を与えないようなたたき方であれば大丈夫だというように思われかねない文言になっているかなということをお慮するところでありませう。

それから、暴言も、本人が精神的な苦痛を感じていないと思ってしまうということを許容してしまうということがあって、これははじめの問題もそうなのですけれども、大体虐待をしてしまう親には、子供が泣いたりわめいたりしていても、その痛みというものを感

じることができないような共感性の乏しい人たちがいらっしやるので、そういう人たちをある意味では念頭に置いていない可能性もあるのではないか。

ただ、体罰と暴言ということそのものを言葉に入れることに対してストレート過ぎるといふ危惧もあるのかなということ、これは他の委員の方々の御意見も伺わなければいけないところだと思うのですけれども、そういう意見を持っているところであります。苦痛という表現の曖昧さの部分と、それから苦痛を感じない親に対する部分の危惧ということですね。

それからもう一つは、体罰や暴言を用いないで子供とかかわっていけるような養育方法を身につけるといふことを想定していないと、結果としてこのような方法を用いてしまうといふことがあるので、あわせて体罰や暴言を用いない養育方法についての支援をしっかりとしていくところを記述することが必要ではないか。

この2点を、少し意見として感じたところでございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、この2ページの上から3つ目の「○」の「保護者の責務」の中の下線を引いてあるところですね、「しつけに際して」で始まる部分についての御意見をいただきましたけれども、事務局のほうで何かこの案を作成するに当たってお考えになったことなどはございますか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 参考資料の4ページからが体罰の関係資料になります。

まず、4ページをご覧ください。民法では「監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という規定があります。体罰という言葉は教育基本法の後段の「ただし、体罰を加えることはできない」とされています。

おめくりいただき5ページは、先ほど申し上げた学校教育法11条に規定する懲戒や体罰に関する参考事例として文部科学省が出しているものです。左側が体罰と判断される行為であり、例示ですが、「身体に対する侵害を内容とするもの」や次の「○」で「肉体的苦痛を与えるようなもの」という例示がされており、右側の「(3) 正当な行為」の例示が記載されております。

おめくりいただき、6ページでは、東京都教育委員会が「体罰根絶に向けた総合的な対策」として、教員の体罰の定義を記載しています。「体罰関連行為のガイドライン」の網掛けの部分では「不適切な行為」として「児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使」などが挙げられております。

7 ページでは、厚生労働省の補助金を活用しておこなった「愛の鞭ゼロ作戦」で「体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします」と啓発しているということを参考として添付しております。

体罰の規定の仕方や記載の方法は悩ましいと考えており、参考に御紹介させていただきました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。この体罰に関して、他に御意見いかがでしょうか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 私は、今回いただいた修正案の、「しつけに際して、子供の健やかな成長を阻害する身体的又は精神的苦痛を与えることの禁止」という表現を出されたのが、なるほどなど最初見たときは思ったんですね。体罰、暴言という言葉自体、かなり評価が入っているもので、結局これが体罰に当たるのか、当たらないのかというのが、学校現場でもかなり問題になる。

それで、私は労働災害を専門でやっていますけれども、例えばパワハラという言葉も結局定義がはっきりしなくて、これがパワハラに当たるのか、当たらないのか、あるいは暴言とかといった言葉がかえって混乱を引き起こしているので、個々のケースではパワハラとか、そういう抽象的な言葉ではなく、具体的にどういう行為が5W1Hであって、それがこういう理由で相手を傷つけるからダメなのですというところから出発をして物事を考えているもので、今回このように行為について具体的に書かれて、より何が体罰なのかという議論よりも、子供の成長にとっていけないことだからこの行為を禁止するというように明示したのは、なるほどなど最初は思ったんです。

他方で、藤岡委員のお話を聞いて、確かにこれに当たらない暴力だったらいいのかという誤解を生じさせたり、あるいは学校教育法で相当昔から体罰は禁止するとはっきり書かれていて、その後、児童虐待について考え方が変わってきているのに、学校ではダメなことが家ではいいのですかという話もある。

学校で禁止されているものは家でもダメでしょうということもあるでしょうし、あるいは学校での体罰のガイドラインで、体罰はこう、不適切な行為はこうというように例示がありますけれども、体罰に当たらない不適切な行為でもやはり保護者が児童に対してしたらそれはダメだよねというものもあつたりします。体罰でなくて不適切な行為とされているものでも、禁止することはあり得るだろうということも、私の中で今、揺れている状態です。学校で禁止されている体罰だったら明示的に東京都ははっきりと禁止しますとい

うことであれば、一般都民の方々に対するメッセージとしてわかりやすいというものもあるし、他方で、体罰という抽象的な言葉で混乱もあつたり、あるいは何が不適切な行為で、何が体罰かというところで揺れるのであれば、その議論を置いておいて、こちらがはっきりとこれはだめだと言いたいことを具体的に書いたほうがわかりやすいのか。

どちらとも言えず、揺れているというのが今の議論を聞いていて私が思ったところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。そうですね、今のお話は、要するに具体的に行為を書いたほうがわかりやすいのではないかということと、また体罰という言葉を設定すると定義がいろいろ問題になるのではないかというような面もある一方で、これだとまた漏れてくるものがあるのではないかとか、むしろ体罰というふうに明確な言い方をしたほうが一般都民に対して伝わる部分もあるのではないかというお話だったかと思います。

引き続き、この点について何か御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

私からもこの点については意見を申し上げたいと思うのですがけれども、私の結論的にはやはり体罰という言葉は入れたほうがいいのではないかと考えています。それは、国連の子どもの権利委員会の一般的意見というのがあるのですがけれども、その一般的意見8号のところで、国連の子どもの権利委員会として体罰禁止というものを推進すべきだということを確認しているものがございますけれども、そこの中では「体罰その他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰」と書かれていまして、ここから子供は保護されなければならないというようなことを明確にしています。

なぜ体罰という言葉をあえて設けているかということ、背景には先ほどどなたかからお話があったと思いますけれども、子供に対する罰の一環として身体的な、いわば暴力といえますか、たたいたりすることが許容されるという文化が、日本に限らずあるというような理解がまずベースになっていて、そこを否定しないといけないのだということなのです。

したがって、単に殴ったり蹴ったりがだめだというのではなくて、罰として暴力が用いられているその文化というものをきちんと焦点化した上で、それから脱却しなければいけないということを明確にすべきだというのが国連の委員会の考え方なのです。

したがって、山下委員からもお話がありましたけれども、体罰という言葉は、学校教育法にも規定されていて、何が学校教育法での体罰に当たるかというのはいろいろ裁判例もあり、やや手あかがついた言葉であるという不安が一方で残るのは確かではありますけれども、しかし、一方で、しつけの一環としての罰というところに着目して考えなければいけないと私も思うので、そういう意味でやはり体罰という言葉を少なくとも盛り込んだほ

うがいいのではないか。

その上で、この国連の子どもの権利委員会の表現そのままがいいのかどうかというところはありますけれども、先ほど申し上げた「その他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰」というような趣旨の形で設けると、いわゆる暴言の類いであるとか、そういったところも広くカバーできるのではないかと考えております。

これは私の意見ですけれども、それも含めてさらに御意見をいただければと思います。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 既に体罰を禁止している法律をつくっている国も、体罰だけのことを禁止しているわけではなくて子供の品位、あるいは人権を侵害するというような文言を入れているところもあります。そのような附帯をすることで体罰という言葉がひとり歩きしないような工夫はやはり必要であるということで、そういう意味での慎重な文言の使い方が必要ではないかという意見をたしかこの前申し上げたところがございますので、そのあたりを御配慮いただければということです。

それから、子育てを支援するということは全体的にうたわれているのですが、体罰等を禁止することに伴って混乱する育児に対する不安とか、戸惑いが生じるかと思えます。特に、自分自身が体罰を受けてきた親は真っ先にそこに戸惑いを持たれるわけでありまして、無自覚に、あるいは子供との対応の中で混乱したときに、意識する、しないは別にしても体罰を行ってしまうという親もいます。そのような親も含めて支援の対象となっていくということが基本的な子育て支援であるかと思うので、やはりこの文言を書くに当たっては、体罰の禁止に伴い、子育て場面で混乱することもあるので、支援をしっかりと行っていくという内容を入れていただけると非常によろしいのではないかと。

そういうところに配慮したうえで体罰に対する一つのスタンスを提示するということが、私は思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。具体的には、第1項で体罰等を禁止した場合に、第2項のところで、御趣旨としてはまさにたたかない、体罰に頼らない子育てをきちんと推進し、サポートしていくということですね。

○藤岡委員 そうです。スウェーデンは1979年に体罰禁止に関する法律が施行されたのですが、前回の部会でもお伝えしたように、フランスでは躰として、伝統的にお尻をたたくというのがあったので、それを法律で禁止することによって子育て場面で混乱するのではという危惧を国民全体が持っていたのです。スウェーデンに遅れること40年と

ということで昨年フランスでは体罰を禁止する法律が制定されたのですけれども、今回の条例策定に当たっては、やはり体罰によらない子育て支援の部分をしっかりと考えていただけるとよろしいのではないかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

ちなみに、スウェーデンの表現は、子供は人格および個性を尊重して扱われなければならない、体罰またはその他のいかなる屈辱的な扱いも受けてはならない。そのような書き方になっているようですね。

さて、そうするとまず1つ、体罰という言葉を使うことについては先ほど山下委員のほうはなかなか揺れ動くところもあるという話でしたけれども、いかがですか。

○山下委員 体罰を禁止しますと、学校教育法のように書くのではなく、今のような御趣旨で具体的にどういったものを禁止するのかということも含めて書くということは、より明確になっていいかと思います。

あとは、国連の意見のほうは、残虐なとか、行為の態様のほうを説明しているのですけれども、今回この条例案でいただいているのは、どちらかといえば主体は子供で、子供にとってこういうふうなマイナスがあるからだめなのだという説明は、私は一つの説明の仕方として十分あり得るといえるか、逆に親に説明をするときに、子供にとってマイナスだからだめなのですよという言い方を常々しているわけですね。

ですから、残虐なとか、人格を傷つけるとか、そういう態様から説明する方法もあり得るし、一方で目的とか、趣旨とか、子供の観点、養育の観点から説明をするというのもどちらもあり得ると、そこで揺れているのですけれども、体罰というメッセージ、それをやめましょうというメッセージを入れるということについては、今のお話を聞いていて、そちらの方向がいいなと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。そうすると、体罰という言葉は使いつつ、プラス先ほどの残虐なとか、品位を傷つけるということが直ちにいいかどうかはあれですけれども、何らかの形でカバーをするように文言を工夫するということはよろしいですか。

あとはもう一つ、国連の子どもの権利委員会で非常に懸念をしているのは、やはり軽いものだったら許されるとか、合理的なものだったら許されるというように体罰が正当化されることです。そのような見解は受け入れられないといえますか、そのようなところも明確に否定しています。

確かに、このぐらいだったらいいのではないかという正当化によって、結局ずるずると

許容される範囲が広がってしまうおそれがあるので、その懸念は非常に正当だと思うのですが、そういう観点からすると私が若干気になったのは、資料4の2枚目で「子供の健やかな成長を阻害する」という文言が、身体的、精神的苦痛を与えるという行為の範囲を少し限定するようなイメージで捉えられると、少しその趣旨が違うのではないかと思います。

山下委員の御趣旨は、むしろ制限するというよりは、どちらかというところとそういった目的、要するに身体的あるいは精神的な苦痛というのが子供の健やかな成長を阻害するのだというところをきちんとまず踏まえてほしいというところなので、その趣旨は趣旨として、しかし、体罰を一部でも容認するような読み方ができるような表現は避けたほうがいいのではないかと思いますけれども、そういうところはよろしいですか。

○藤岡委員 もう一つ、これを入れるかどうかはお考えいただければと思うのですが、体罰は成長を阻害するというだけではなくて子供の人権を侵害する行為であるというところですね。実際に虐待ケースとかかわっていく中で、やはり子供の人権という感覚が親の中で乏しいというのはすごく感じておまして、なぜ体罰がよくないのかというようなこととか、暴言も含めてなんです、やはり人権侵害であるという意識が子育て場面の中でもっともっと定着していくといいのかなということは思います。

ただ、そこまで入れると、屋上屋を重ねることになるのではということがあって、これこそ慎重に思うのですけれども、一つの意見としてはそういうことも思うところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。この体罰のあたりについて、他はいかがでしょうか。

松原委員、どうぞ。

○松原委員 日本語として使われてきている体罰には伝統的な価値観があって、きちんとそれをどこかで説明をしておかないと、親の意識によって、これは体罰じゃないからいいのだというようなことになっていくと思うので、もし体罰という言葉を使うのだったら、それはこういう行為だということはどこかで、条例に書き込めなくても条例の解説文などにしておくべきだと思います。そういうものを入れておかないと、言葉だけがひとり歩きをしてしまうという危険性を逆に感じるので、体罰という言葉が入ればいいという話ではないのと、今まで議論の中で出ておりましたが、藤岡委員がおっしゃった、体罰をしなくていい子育てをどういうふうの実現していくか。それは多分、体罰を行った人への支援ではなくて、一般子育て家庭に対する日常的な養育方法の継承というのが必要になってくる

のかなと思いました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。1つは、先ほどから出ている、体罰という言葉だけではなく、プラス国連ですと「残虐な又は品位を傷つける形態の罰」とか、あるいはここでいくと、「身体的又は精神的苦痛を与えること」とか、そういうようなところも添えることによって、今の松原委員の御懸念はある程度払拭できるのかなという感じはいたしますが、いずれにしてもそのあたりも念頭に置いて検討をさらにしていければと思います。体罰については、そんなところでよろしいでしょうか。

それから、私は、大竹委員のおっしゃってくださった「都民の責務」の中の都内の団体を少し特定できないかというような話で、何かはなから否定的なお話をしてしまったように思うのですが、確かに都内の団体という規定だけではなかなか難しいところもあるのかもしれませんが、やはりもう少し今の大竹委員の御趣旨も踏まえて何か代表的なものの例示をすとか、そういった形の工夫をできないかということで、事務局のほうにまた検討をお願いできないかと思います。

そういうところでよろしいでしょうか。

○藤岡委員 あとは、暴言の言葉を入れるかという点についてはどうでしょうか。これはなかなか難しく、体罰、そしてそれに少し附帯する言葉を入れていただく。そして、第2項として子育て支援を行うという規定はかなり画期的といいますか、非常にすばらしいものかと思うのですが、暴言のところまで言及することがこの場合、必要なかどうか。これも、時間がないところかもしれませんが、議論いただければと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。御自身は、どういう御意見ですか。

○藤岡委員 これも委員の方々がおっしゃっているように、何が暴言なのかというのはなかなか難しいところで、体罰のほうは非常に明確だと思うのですが、それこそ暴言の定義が不明確である場合、子育て場が委縮してしまうということもある。

そういう面では、原案の中にある精神的な苦痛を与えるような言葉を用いないように努力すとか、そういうことはあってもいいかなとは思いますが、「暴言を」とやると、恐らく相当数の御家族が批判にさらされてしまう可能性もあったり、あるいは例えば電車の中で、つい激昂してしまうようなこともかなり批判にさらされるようなことにもなりかねないので、やはり子育て場が萎縮する可能性もあるかと思えます。絶対暴言はよくないというのは脳科学の研究から、明らかにされているところなのですが、そこまで踏み込んでいいのかどうかというのは少し慎重なべきかと思うところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。端的に言えば、暴言という言葉を入れることについては少し消極的というか、慎重な御意見だったかと思いますが。

○藤岡委員 正直、揺れているところで、暴言もしっかり入れたほうがいいのではないかと
思う気持ちもあるところですが、それは委員の方々の御意見を伺ったほうがいいの
ではないかと思えます。

○磯谷部会長 わかりました。

では、この点についてはいかがでしょうか。暴言という言葉についてです。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 母子に日ごろ接していると、体罰の禁止があればやはり暴言に禁止もあっても
いいのではないかなと思えます。それは暴言だよというところで一つのストッパーにもな
るし、これも意識してほしいと思えます。暴言からエスカレートしていく可能性もあると
いうところで、私は暴言という言葉を入れることについて、そんなに違和感はないです

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他は、暴言という言葉についていかがですか。

○山下委員 暴言という言葉は法律や条例でなかなか見ない言葉なので、入れづらいと感じ
ていらっしゃる方も多いかと思う反面、他方で秋山委員のほうからお話があったように、
やはり条例で文言に入っていることによる伝えやすさというのもあるので、もし可能であ
れば体罰の議論と同じで、暴言は親子だからいいとか、しつけだからいいという話ではな
いですよ、ということを条例の中で示すことができればと思えます。

そして、では、暴言は何ですかというのが現場で混乱しないように、きちんとこういう
ものですという説明を加えることで、家庭内でその子供に対して暴言をしないようにしま
しょうという東京都としてのメッセージが出せるかなと思えます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。意見が分かれるところかと思えますが、私は個人的には暴言と
いうのは条例の言葉としてはしっくりこないもので、むしろこの「精神的苦痛を与えること」
の「こと」を「言動」にするとか、そのような形でカバーをしたほうがいいのではないか
という意見ですが、それは私個人の意見で、今のお話からするといろいろな考え方が
ありますので、場合によってはまたそのあたりを事務局で、例えば2通り示していただ
いて、さらにまた議論をすとかということにしてはどうかと思えます。

この「総則」と「未然防止」について、他はいかがでしょうか。

○秋山委員 これは文言として入るかどうかわかりませんが、普及啓発のところで、今、子供たちはネットからたくさん情報を得ています。それで、やはり子供たちに正しい情報をSNSを通して伝えていくというのも一つの方法かもしれないと思いました。以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はよろしいですか。この1ページ目の下線の部分については、単に子供家庭支援センターを明記するだけじゃなくて、ただ、これは先ほどの説明では【連携・情報共有】のほうにも記載していくということでしたか。では、特によろしいですね。

○大竹副部会長 1点、【目的】のところについてです。児童福祉法の改正により、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」というような文言が入っていますので、条例の中にもその言葉を入れて、児童の権利に関する条約のことについて児童福祉法に倣って何らかの形で子供の権利というところをうたったほうがいいかなと思ったのですが。

○磯谷部会長 わかりました。例えば、【目的】の一つとして、子供の権利擁護という文言を入れるとか、あるいは児童の権利に関する条約の定めるみたいな感じですか。

○大竹副部会長 そうですね。上位のところに児童福祉法があるので、それに倣った形での児童の権利に関する条約というところでもいいのかなと思ったのですが。

○磯谷部会長 わかりました。そうすると、【目的】のところに、子供の権利擁護、特に児童の権利に関する条約を踏まえて今回児童福祉法も改正されたので、そこを少し盛り込んだらどうかという御提案だと思います。また、これは御検討いただければと思います。

○柿澤計画課課長代理 【目的】については、虐待の防止ということで焦点を絞りまして、【基本理念】のところでその人権的なところを書いております。そこはどこに位置づけるかという問題ではあるかと思うのですが、そういう分け方で現時点では整理する形で考えております。

○磯谷部会長 【目的】のところに書くと、要するに虐待防止をして、それが行き着く先というのはやはり子供の権利擁護だ。それが究極の目的なのだという書き方に多分なっていくと思うのですが、【基本理念】のところに書くと、虐待防止活動をするに当たって子供の権利擁護をしっかりとやりましょうという形で、どちらも大切なのですが、ニュアンス的には少し違うかなという感じはいたしますので、それも踏まえてまた検討していただくということをお願いしたいと思います。

さて、それでは先に進みまして「早期発見・早期対応」、それから「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」、ここの部分について事務局のほうから御説明をお願いい

たします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 資料4の3/5と書かれているページから「早期発見・早期対応」になります。この中の【通告しやすい環境づくり】と【子供の安全確認】については、変更はありません。

おめぐりいただき4/5ですが、【児童相談所等の調査】の中で、虐待防止に関する情報を民間事業者に情報提供を求めることについては、応諾義務までは課さずとも、本条例で情報提供を求めることを規定することで、個人情報保護法の規定を適用して、民間事業者が情報提供できる明確な根拠になるとの意見を前回いただきました。この点について、本日御審議いただきたいと思います。

次の【連携・情報共有】の中では、先ほども触れましたが、都内の児童相談体制の車の両輪をなす児童相談所と子供家庭支援センターの一層の連携・協働を進めていくために、役割分担・連携の考え方を明記することとし、具体的には右側に項目例として「児童相談所は、専門的対応や一時保護など親子分離の対応等を行うとともに、身近な地域で子供と家庭の相談支援・見守りを行う子供家庭支援センターを後方支援」としてございます。

参考資料の4ページに東京都の児童家庭相談支援体制である、今、申し上げた役割等も資料として添付しておりますので、御参照いただければと思います。

その下の「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」の箇所については、変更はございません。

以上、「早期発見・早期対応」と「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」の項目について御審議を賜りたいと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の点につきまして、また委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

まず順不同で、どの項目からでも結構でございますので、いかがでしょうか。

○山下委員 私は特に修正意見ということではなく、前回、東京都の条例に区市町村の子供家庭支援センターとの連携・協働について明記して大丈夫かという問題意識が事務局としてはあって、それについては、問題ないと思いますということで、今回子供家庭支援センターが入っていますし、その内容としても支援を車の両輪としてやっていくということが明記されているので、良くなったと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今せっかく出ましたので、子供家庭支援センターとの連携のところの記載といたしますか、

規定について、何か他に御意見ございますか。

では、松原委員お願いします。

○松原委員 いわゆる東京ルールが決められていますが、その中で「後方支援」という言葉を使っていましたか。都道府県と区市町村との関係では、国の通達の中に後方支援という言葉は出てくるのですけれども、東京ルールで使っていましたか。

○大友児童相談センター児童福祉専門課長 恐らく、使っていないと思います。

○松原委員 後方支援という言葉は非常に後ろ向きというか、要するに余り何もしないというのが後方支援の中身に現場的にはなりつつあるので、この言葉を使っちゃうと非常に子供家庭支援センター側からの抵抗感が強いと思います。

なので、児童相談所と子供家庭支援センターがきちんと協働してやる。ただし、地域での支援は子供家庭支援センターがやりましょうというようなことは書かないと、関係を分断することになるのではないかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。これに関しては、他の委員の皆様はいかがでしょう。

では、山下委員お願いします。

○山下委員 私は、【連携・情報共有】の「項目の例」で下線が引いてあるところについては、要は児童相談所は一時保護ですとか、権限を使って重篤な案件について対応し、そうでない案件は身近な地域である区市町村のほうが中心でやることで、うまく連携してやっていきましょうというように読んでいました。後方支援という言葉は確かに変える必要があるかなと思いつつ、この役割分担で連携しながら進めていくという視点をもう一度確認する趣旨なのだとは思って読んだので、そのニュアンスがより正確に伝わるようにすることが必要だなと思います。

あとは、現場では今この理念で重いのは児童相談所で、そうならないように子供家庭支援センターという役割分担をしているのですけれども、これはどちらの分担ですかという境目の事案のときに、お互いがうまくかみ合わない。どちらがメインでやっているのかわからないとか、あるいは区市町村のほうは児童相談所が動くべき事案だと思っているのですけれども、児童相談所は待つと言っていて、そこの議論が横で聞いている私はどちらの意見もわかるのですが、何かぎくしゃくしながらやっていると、結局、子供がポケットに落ちてしまうというようなことがあるので、本当はどちらかというところ、この「項目の例」で言っている児童相談所は一時保護などで、区市町村は地域で支援をしてい

きます。そのまさに間の部分をもう少しまく連携をしてやっていきたいと思いますというところのメッセージが伝わると、よりいいなと思いました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 児童虐待死亡事例の検証等を行っていると、児童相談所は自分たちの対応がうまくいかなかったときのために、子供家庭支援センターが対応するのを少し待つてほしいと言う場合もあり、あるいは地域だけで対応することに不安もありというような事例が見られます。どちらが担当するというように明確に区別ができるのだろうかと思います。

それから、地域では、子供家庭支援センターだけではなくて母子保健の部署もとても大きな役割をしたいと思います。母子保健も虐待対応するように母子保健法の改正がありますので、母子保健をどのように組み入れるかという課題もあります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。児童相談所と子供家庭支援センターとの役割の線引きが必ずしもクリアにできるのかというお話と、母子保健のほうをどうするかというところだと思いますけれども、他はいかがでしょう。

まず、児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担については、少なくとも区市町村としっかりすり合わせができないと怖いなという心配が1つあります。

それから、ここにお書きいただいたことというのは、確かに平成16年の児童福祉法改正でおおむねこのような役割分担になったという理解ではあるものの、その後、全国ダイヤルの189などで児童相談所に通告が集中するようになったり、また、近年の改正でやや流動的な部分もあるようにも思うので、条例のところで明確に線引きをするのが適当なのか、むしろ協働関係というものの重要性をきちんと明記しておくことにとどめるのかは微妙なところがあるのかなという感じはいたします。

それから、母子保健については何か事務局のほうでお考えはございますか。今の段階で結構ですけれども。

○園尾子供・子育て計画担当課長 「未然防止」のところでは秋山委員の御意見は踏まえて母子保健について記載しておりますが、この箇所については変更はございません。

○磯谷部会長 わかりました。母子保健との連携も極めて重要ではありますが、やはり児童相談所と子供家庭支援センターがまさに車の両輪というところは、やはりもう一歩深い連携が必要なのだろうと思いますので、ここでそれを取り上げることについて理由はあるかと思います。繰り返しになりますけれども、この役割分担まで明確に書くことにつ

いてはどうか。これは、事務局のほうでちゃんとすり合わせとかができそうですか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 現在も条例案の検討状況について区市町村に情報提供しているほか、今後、区市町村の意見も伺いながら進めてまいります。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

大竹委員、お願いします。

○大竹副部会長 先ほど秋山委員もおっしゃっているのですけれども、どうしても児童相談所と子供家庭支援センターとの間で、意識的なところでやはり上下のような関係になってしまうのですね。ですから、役割はあるかもしれませんが、それぞれが対等な形でまさに車の両輪というところをしっかりと改めて認識していただくということが大事かと思えます。

○磯谷部会長 わかりました。そういう対等なイメージというところをうまく出すような形で、なかなか表現が難しいかもしれませんが、工夫をいただければと思います。

それから、もう一つここでの大きな論点は、【児童相談所等の調査】のところですが、応諾義務というところまでは規定せず、右側の「項目の例」によると児童相談所及び子供家庭支援センターは都内の団体に対して情報提供を依頼、これは依頼することができるというようなことを想定されているのでしょうか。そのような文言を設けてはどうかという案でありますけれども、これについて何か御意見はいかがでしょうか。

○山下委員 私は、特にございませぬ。前回の議論を踏まえて、修正されていると思えます。

○磯谷部会長 このような書き方も一つあると思えますし、あとは他の自治体での例ですが、要するに児童相談所等の調査に対して協力するよう努めなければならないという表現のところもありまして、やや回りくどくなってしまうのかもしれませんが、そのような表現もあり得るのかなとは思えます。ここも引き続き、いずれにしてもやはり条例で規定をしていただくのは非常に有益かと思えます。

藤岡委員、お願いします。

○藤岡委員 【通告しやすい環境づくり】という言葉の使い方についてですが、通告というのは、子供の安全、虐待防止ということだけではなくて、通告があることによってやっと子育ての大変さが発覚して、そこから虐待のリスクの高い親に対する支援が始まるという側面もあります。そのような観点も虐待予防とか、あるいは親に対する支援においては大事なかなと思うので、その辺りのニュアンスを少し勘案した文言も入れていただけるとよろしいかなと感じたところです。

例えば、通告は絶対に必要ではあるのだけれども、通告によって支援が開始される親もいるというような言葉も、工夫でしょうが、入れていただけるとよろしいかと思います。子供家庭支援センターもそうですし、児童相談所もそのあたりは非常に苦労されているところなので、通告があつて関係構築が非常に難しい親御さんと関わっていかねばいけないときに、通告に対して非常にネガティブな評価をされてしまうと、やはり親との関係づくりが難しくなるということがあるので、少しその辺りもお考えいただけるとうれしいと思っています。

○柿澤計画課課長代理 今の点なのですけれども、事務局といたしまして【通告しやすい環境づくり】の「○」の2つ目の「虐待通告義務の履行の趣旨の周知」というところは、今まさに藤岡委員がおっしゃったようなことも含めて、条例にどこまで具体的に書くかということも念頭に置きつつ、現時点においてはこのような形で整理しているということでございます。

○磯谷部会長 非常に重要なところだと思います。

ただ、通告しやすい体制の整備、環境とか、あるいは子供自身が相談しやすい環境、条例に書くとする、そのようなところかとも思うのですけれども、これは具体的にどのようなことが考えられますか。通告しやすくするというのは、何か念頭に置いておられるようなものが委員の皆様の中であればと思いますけれども、いかがですか。

○山下委員 例えば、これは虐待や不適切養育があるのではないかと気づいた大人、それは近隣の方であったり、児童館の職員であったり、いろいろな方であったりするのですけれども、これを通告したらその先、自分がどうなるのかが分からない。あとは、通告された後のこの子がどうなるのだろうかということが全く見えてこない、通告していいものか迷ってしまう。この子のことも心配だけれども、何か厄介なことになっちゃう、あるいはその子に不利益があるのだとしたらやめておこうというように、あえてその垣根を飛び越えてまでわざわざ通告するかというハードルがまず1個ある。通告しなければいけないと思つたときも、一体これはどこにするのか、児童相談所なのか、子供家庭支援センターなのかとか、あるいは他にあるのかということも全然わからない。

わからないことだらけなので、結局、児童相談所からすると、本当だったらこのタイミングで教えてほしかったという情報が遅れてくるという現状なのだと思うのですね。

SOSを出したらどうなるのだろうかということが全くわからないので、その周知というのが多分、一番コアなところになるのだと思います。

○磯谷部会長 なるほど。そうですね、通告をした後、どうなるのだろうというのは多分、通告する人にとっては一番大きな心配事なのではないでしょうか。ありがとうございます。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境で、子供が発した声をどのように受けとめて、どう対応するのか、大人側がまだ十分受け止めきれていない気がするので、大人が受けとめるところの研修が必要かと思います。

例えば、帰りたくないとか、たたかれたと子どもが言ったときに、どのように対応していくのかということから始まるのではないかと思います。

○磯谷部会長 その通告を受けたときの対応とか、通告を受けたときに例えば現場の先生たちが何を聞くかとか、そのようなトレーニングもあったりしますけれども、そういったところも含めてSOSを受けたときにどう対応するのか。それも含めて体制をきちんと整備していくべきという御意見だったかと思います。ありがとうございました。

「早期発見・早期対応」、それから「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」、このあたりについて他はいかがでしょうか。

では、とりあえず先にいかせていただきましょうか。次に、「社会的養護・自立支援」と、それから「人材育成・その他」について事務局のほうで御説明をお願いいたします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 最後になります、5/5の資料です。「社会的養護・自立支援」の項目につきましては、前回、支援者に対する支援の規定ということで数多くの御意見をいただきました。

現在も具体的な施策の中で引き続き対応しておりますけれども、現時点では条例の項目として反映はしておりません。

「人材育成・その他」の項目についても変更はございません。

加えまして、今回の資料に特段の記載はございませんが、条例全般にかかることとして、本委員会の際に、事務局案としては、罰則の規定は設けないとしましたが、この点につきましても本日皆様の御意見を賜りたいと思っております。

○磯谷部会長 それでは、「今の社会的養護・自立支援」「人材育成・その他」に罰則をどうするかということも含めて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡委員 前回もそうでしたけれども、支援者支援について委員の方々からもたくさん意見をいただいたところで、恐らくその言葉が何らかの形で入ると、切れ目のない支援とい

いますか、子供たちを一時的ではあるにせよ、養育する非常に責務を負った職員の方々の傷つき等についてのまなざしというのが都民全体から生まれてくるということが非常に大事ではないか。

つまり、非常に難しい子供たちを育てているのだということが浸透することが大事ではないかということをおもうところなので、言葉としては、さまざまな課題を抱えたとか、あるいは難しい、虐待を受けたことによって非常に養育が困難である子供たちを、言葉として使うかどうかは別にしても、慈愛に満ちた支援によって育てていく。そういう職員を支援するというのも大事であるというか、そのようなところを少し入れていただければよろしいかと思うところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。今、支援者に対する支援のところですけども、これに関連して何か御意見はいかがでしょうか。

特になければ、他の部分でも結構ですけども。

では、秋山委員から先にどうぞ。

○秋山委員 「虐待を受けた子供の支援・虐待を行った保護者への支援」のところですけども、3つの「○」の一番上です。「虐待を受けた子供が、年齢、心身の状況等を」というところなのですが、一時保護や、それから施設から退所した子供が保育園等に入るのを待っている間に事件が起こるということが散見されます。そこで、そのすき間がないような施策といいますか、それを確実にしていただきたいと思います。

○磯谷部会長 条例にこのような形で盛り込んでいくとか、そういうイメージはありますか。

○秋山委員 切れ目のない支援をしていくとか。

○磯谷部会長 切れ目のない支援をという形ですか。支援の手がすぽっと抜けてしまうところがあるのでということですね。そういう認識で、本当にすき間がないようにというのは確かにそのとおりかもしれませんね。わかりました。

○柿澤計画課課長代理 今、秋山委員のほうから特に保育所というところで、現在、児童虐待防止法の13条の3のところ、市町村は特定教育保育施設ということで保育所を含むと思うのですが、その利用について特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないということで、今おっしゃった部分については法で明確に規定されているのかなというところは一つあるかと思っております。

○磯谷部会長 法で明確に規定されているから必ずしも書かないかという、それは条例で、逆に言えば他のところも法律に書いてあるところはあるわけですから、そういうところは

ありますけれども、いずれにしてもその趣旨も踏まえて少し文言が工夫できるかどうか、御検討いただければと思います。

では、松原委員どうぞ。

○松原委員 切れ目のない支援は大切だと思うのですが、どこで切れ目をつけるか、年齢のことがあると思うのですね。

本当に実際現場に行くと、もう40、50歳になってもいろいろ失敗をして、子供の頃、生活をしてきた施設の施設長のところにSOSで電話をかけてくるようなこともあるのです。一般的にはアフターケアという言葉を使えるのかなと思うのですが、5/5の「社会的養護・自立支援」のところで、一旦、対象年齢が満ちて退所した子供へのフォローアップということで今、結構実際に国のほうでも着目してやっているところなので、ぜひ東京都でも入れていただきたいと思います。

あとは、概念の問題で「家庭的養護の推進」と書いてあるのは、恐らく東京都としては里親も養育里親も含めているのだらうと思うのですが、「的」という言葉を使えるかどうかというのはいろいろ論争があるところだし、今、国は里親推進にいていますので、ここをはっきり条例にするときは「里親養育の推進」というのは入れたほうがいいのかと思います。

それとの関連でいうと里親支援と、支援者の支援というのはすごく大切になってくるので、そういう意味でも「里親」という言葉を明示しておいたほうがいいと思います。以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。前段部分はそのとおりで、支援者の支援というところについては今回のこの事務局案では明確な形では盛り込んでいないということですが、最初の藤岡委員からのお話もありましたが、ここのところについてはいかがでしょうか。

例えば、里親の支援というのは非常に重要な話で、児童福祉審議会も以前、里親におけるチーム養育という形で支援の必要性は明確に打ち出したところでもありますし、この支援者に対する支援という言葉がそのまま用いられるかどうかはともかく、この援助に当たる方々の支援というのを何か盛り込めないかと思いますけれども、まずその点についてはいかがでしょうか。

○藤岡委員 つまり、支援者を支援する主体者は誰かということが、恐らくこういうことを入れるときに課題になるということで、なかなか入れづらいのではないかと推測をすると

ころであります。支援者を支援することによって、よりよい社会的養育、養護ができるということを入れていただだけでも随分違うのかなと思います。

実際に支援者支援をする主体者は誰かというのはなかなか難しいところで、施設長なのか、あるいは児童養護全体を統括する立場の、例えば東京都ということもあるかもしれません。主体者は誰かというところまで入れると責務を生じてしまうこともあるかと思うので、そのあたりは言葉の使い方が難しいところかと思うのですけれども、少なくとも全体の充実のためにはそういう観点が必要であるということを入れていただくのはよろしいかと思います。

○磯谷部会長 支援者に対する支援ということになると、その主体を何か明確にしなければいけないとすると難しいのではないかと推測をさせていただいているのですけれども、事務局のほうでこういった点がやはり課題であって今回盛り込んでいないというのは何かございますでしょうか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 現在、先ほどお話のあった里親に関しては、チーム養育など、都として具体的な施策の中で支援を実施しておりますが、それを条例にどのような形で落とし込むことができるのかが悩ましく、現在は反映できておりません。

○磯谷部会長 山下委員、お願いします。

○山下委員 前回、日向ぼっこの方のお話を踏まえて、子供を支援している人たちにも支援が必要だよねという議論がかなりここで盛り上がって検討された結果かなと思ったのですけれども、私もふと冷静に考えてみると、支援者という定義は何になるのだろうというとはっきりしづらいかなと思います。

理念としてはわかるのだけれども、誰のことを支援者と言うのだろうということが1つと、あとはこの条例のメインは一番子供だということです。

自分で主体的に生きられるように子供をみんなでバックアップして支援していき、かつ、虐待もしてしまうかもしれないけれども、監護養育をしている親であったり、あるいは里親等の、そういった監護養育する人たちも支えますよというメッセージはすごく今回の条例で大事になってくると思うのです。ただ、逆に支援者や子供と養育している人を支援するというのと並んでくると、イメージとしてぼやっとするのか。しかも、支援者というのは誰だろうということも他方にある。

もう一個は、こういった社会的養護のもとで育った子供たちを東京都は支援していきますと書けば、同じようにその子供たち、元子供たちを支援している方々と一緒に東京都と

してやっていくというメッセージも十分出ているので、それで多分、支援者に対する支援という言葉を使わずに同じことを言おうとされたのかなと聞いていて思ったのですけれども、そういうことではないですか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 実際に支援している方は幅広にいらっしゃるのですが、仮に条例に盛り込むとした場合、東京都としてどこまで支援ができるのかが難しいのかなというところはありました。

○磯谷部会長 まず、民間団体に対する支援というのはたしか平成12年に児童虐待防止法をつくったときに4条に盛り込んで非常に画期的だと言われたのですけれども、これは国や地方公共団体がさまざまな体制整備の一環として民間団体を支援するというふうな形になっているのですね。

加えて、里親については平成28年の法児童福祉法改正で、里親に対する援助というものが児童相談所の業務として明確に位置づけられた。そういった形で今、申し上げたように里親であるとか、あるいは児童虐待防止にかかわる民間団体というのは、法の枠組みの中でも支援ないし援助の対象に既になっているという状況にあるので、その辺りについて改めて東京都としてもそれに力を入れていくのだと言われることについては、特段、何か難しいところがあるわけではないのかなとは思いますが。

多分、一番支援が必要なのは、まさにいわゆる補助金があるわけでもないし、本当に一般の方々で一生懸命やっただいて民間団体であるとか、あるいは里親もある程度手当があるとはいえ、本当に家庭というプライベートの中で預かっているというところもあるので、里親や、あるいは民間団体というのが最も支援が必要なところなのではないか。

もちろん、施設についても支援は必要ですけれども、委託費を払って、あとは法人が、労働契約ですので職員への支援はやはり責任を持っている形になると思います。里親とか民間団体というのはそのような枠組みではないので、幅広く虐待防止活動を東京都とかで進めていくには、やはりそれは重要なファクターじゃないかとは思いますが。

私の意見を申し上げましたけれども、それに関連していかがでしょうか。

○藤岡委員 施設の中の職員が支援されるということは業務の中で行われるものということではあるかと思うのですが、それが実際に行われていることが大事であるということが何か入るといいのかなと思います。

本委員会で、児童養護施設長をされている委員の方からもそういう話があったことも踏まえると、やはり職員たちが傷ついているというところを理解いただきたいというところ

と、ただ、一方ではやはり支援者を明確にするという観点からは、既に施設ではそこはもう中で行われているということはある意味では納得のいくところかと思えます。

○磯谷部会長 わかりました。そうすると、今の施設の実際に直接援助されている方の支援というのは重要だけれども、それは法人が一義的にはやるものだという前提で、よりフォーカスするのは里親や民間団体という理解ではよろしいのですか。

○藤岡委員 児童養護施設の中での子供に対する権利侵害があった際に、職員の教育を施設にお任せするだけで果たしていいのかどうかという観点も一方では必要かと思うので、それとの兼ね合いでどう文言を入れるかは悩ましいところかと思えます。

つまり、各施設が研修をやっていた。しかし、そこで届かなかったところから出てくる子供への権利侵害の部分は、やはり我々としても責務があるのではないか。条例の中では、そこまで踏み込んで書いておくことも必要ではないかというのは、通常の議論をしている者としては気になるところだということです。

○磯谷部会長 それは、被措置児童等虐待というので一応、児童福祉法の中で一定の対応が義務づけられていますけれども、要するにそういった被措置児童等虐待をしっかりと防止していく責務を東京都として負うとか、そういうイメージですか。

○藤岡委員 責務は既に負っているので、調査も入る付託を受けているのだと思えます。

ただ、そのあたりをあえて書く必要があるかどうかというのは少し悩ましいところなので、それをに入れていらないのは非常に納得のいくところですが、危惧するところではあるところですよ。

○磯谷部会長 わかりました。事務局のほうで、今の議論を踏まえてこの部分について、特に多分優先度が高いのは里親や民間団体というところになると思えますけれども、一方で今、藤岡委員からもお話があった部分をどのぐらい盛り込めるかについても、御検討いただければと思います。

さて、他にこの最後のところはいかがでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 条例とかに関係するかどうかわかりませんが、社会的養護のもとで育っただけではなく、今、育っている子供たちがいるのですけれども、社会的養護の施設にいる子供たちには発達障害等、障害のある子供たちがいます。

その子供たちが療育を受けようとしたときには、なかなか地域の療育を利用できないというところもありますし、また、地域の子育てひろばに参加しようとしたときに、子育て

ひろばは家庭の子供がくるところだからということで、施設の子供が参加することができなかつたりする現状があります。

子供たちには地域の資源をもっと使ってもらいたいと私は思っているのですけれども、なかなかそこが繋がっていないというのが残念です。二重福祉というのでしょうか、二重措置というのでしょうか、そこを何か解決できるような方策があるといいなと思います。

○磯谷部会長 今の点は、何か事務局からございますか。特になければ結構ですけれども、いいですか。

○園尾子供・子育て計画担当課長 特にございません。

○磯谷部会長 では、山下委員。

○山下委員 事務局のほうから問題提起があった罰則なのですけれども、私は今回の条例でその罰則という手段をもって何か担保しなければいけないというものはないのではなからうかと思っております。他の自治体の条例も今見る限り、罰則も規定されていませんし、刑罰というものを使って何か都民の方々にメッセージを出すということよりは、罰則ではなく子供たちのためにこういう建設的なものをつくっていきましょうというメッセージで、今回は十分条例としての意義というメッセージは伝わるのではないかと思っています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。今の罰則については、特にそういう理解でよろしいですか。

皆さん同意されていらっしゃるので、そういうようなことで結構かと思えます。

そろそろ時間ではありますけれども、今、重要な議論をしていただきましたので、全体的にこの点を落としていたのだけれどもということがございましたらいかがでしょうか。少し振り返っていただいて、もし何かあれば。

では、秋山委員どうぞ。

○秋山委員 資料4の2/5のところの「各種健診等の活用」で、私は各種健診等で健康と安全を確認するというように申し上げましたが、この「健診等」の中には保育園とか幼稚園の園医さんによる健診もあるでしょうし、学校の健診もあるでしょうし、そういうのも視野に入れた健診というふうに考えていただきたいと思っています。

○磯谷部会長 御意見ということでよろしいですか。

○秋山委員 はい。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

大竹委員、お願いいたします。

○大竹副部長 今回の条例との関係では直接的に記述は難しいのでしょうけれども、私たちは児童虐待死亡事例等検証部会で検証をしています、ここには虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、再発防止に向けた取組の推進というような文言があります。

我々の委員の中でも報告書を出しているのですが、いつも同じような内容の報告書になっているということは、同じようなことが繰り返されてきているというようなことと、ある自治体では連続して同じような問題が起こっているというようなところでは、私たちは報告書を出しているわけですが、そこをやはり周知徹底をしていただきたい。それが条例に関係ないかもしれませんが、現状としてこの場で報告させていただいています。以上です。

○磯谷部長 ありがとうございます。本当に重要なところですけども、この5/5の【虐待死亡事例等の検証】の上から1つ目になりましょうか。「虐待による死亡事例等の検証結果を踏まえ、再発防止に向けた取組の推進」ということが書かれていて、これを本当に実質的にしっかり活用して取り組んでいってほしいというところですね。ありがとうございます。表現的にはここに書いてあるものでいいのか、それとももう少し何か工夫をしたほうがいいのかどうかですけども、やはり本当に研修とか、それも東京都の内部だけじゃなくて、できればこういうものは子供家庭支援センターであるとか、あるいは場合によっては民間団体も含めて学校現場とか、広く活用してもらいたいと思います。いずれにしても、そういうふうな御意見をいただきました。

他はいかがでしょうか。大体、おっしゃっていただけたでしょうか。

それでは、おおむね今日は意見も大体出たところかと思いますので、審議としてはこのぐらいにさせていただければと思います。本日いただきました御意見につきましては、条例の骨子案をまとめる際に事務局のほうで貴重な材料としていただければと思います。

事務局のほうで、何か内容面で特にございますか。大丈夫ですか。

では、今後の予定などにつきましてお願いいたします。

○園尾子供・子育て計画担当課長 今後につきましては、前回の部会で磯谷部長からパブリックコメントを受けた形で、もう一度部会での議論ができると良いという御意見をいただきました。

そこで、今後パブリックコメントを行いまして、その後に第3回の部会の開催を予定しております。

開催日時につきましては、また改めて日程調整をさせていただきますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

それでは、特によろしければ、これで本日の第2回条例案検討の専門部会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後8時07分閉会

閉 会